

○大蔵省、厚生省、告示第十号
○農林水産省、通商産業省、告示第十号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二条）第十一條
第二項第一号の規定による、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二条）第十一條

第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品作成の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省、厚生省、通商産業省告示第三号）の一部を次のよう改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大藏大臣 宮澤喜一
厚生大臣 丹羽雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎

表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の次に次の一項を加える。
通商産業大臣

表に次の一項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物 一〇〇分の九二・七九

農林水產省、通商產業省 告示第十一號

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第十一條
第一項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一

条第二項第一号イに規定する主務大臣が定める比率 平成八年大蔵省農林水産省、通商
一部を次のように改訂し、平成十二年四月一日から適用する。

の一部を次のとおり改正し
平成十一年十二月十六日

厚生大臣
農林水產大臣
通商産業大臣
丹羽 雄哉
玉沢徳一郎
柴谷 隆司

通商産業大臣 深谷 隆司
農林水産省 省令
通厚

高生産業省
令第一号。以下「規則」という。第四条第一号に規定する分別基準適合物の項の比率の欄

中「三八・三六」を「四〇・七三」に、「二七・二七」を「三四・四八」に、「三〇・八二」を「三〇・九四」に、「〇・〇五」を「一・〇八」に、「一・〇〇」を「二・三五」に、「一・一四」を「〇・四三」

規則別表第二の一の項の下欄のトに掲げる業種

〇〇分の〇・二八 を削り、同表規則第四条第一号に規定する分別基準適合物の項の比率の欄中

「三九・二六」を「八・九〇」に、「三九・五九」を「三六・九二」に、「三・一八」を「三・二七」に、「三七・四六」を「四〇・三〇」に、「〇・一八」を「〇・一七」に、「〇・三五」を「〇・四五」に改め、

高文表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の比率の欄中「三・八七」を「三・四四」、「一七・六七」を「一五・〇七」に、「五七・四二」を「五九・九二」に、「〇・七五」を「〇・八七」、「一・〇〇」を「一・〇五」に「〇・三〇」を「〇・六六」に改め、同項の次に次の二項を加える。

規則第四条第四号に規定する 分別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の三五・七九
--------------------------	---------------------------	------------

規則別表第二の四の項の下欄の
口に掲げる業種 一〇〇分の一・一三

一〇〇分の二・一三

一〇〇分の一・一三

規則別表第二の六の項の下欄の 中に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の に掲げる業種
一〇〇分の一〇・四三	一〇〇分の二三・一二	一〇〇分の四・六二	一〇〇分の一・九四	一〇〇分の三・五四	一〇〇分の三・六〇
規則別表第二の六の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の に掲げる業種
規則別表第六号に規定する 分別基準適合物	規則別表第五号に規定する 分別基準適合物の項の業種の欄中「別表第二の四の項」を「別表第 二の五の項」に改め、同項の比率の欄中「七・三五」を「七・六一」に、「八七・四三」を「八七・二 三」に、「五・二三」を「五・二六」に改め、同表に次の一項を加える。 規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ニに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種
規則別表第六号に規定する 分別基準適合物	規則別表第五号に規定する 分別基準適合物の項の業種の欄中「別表第二の四の項」を「別表第 二の五の項」に改め、同項の比率の欄中「七・三五」を「七・六一」に、「八七・四三」を「八七・二 三」に、「五・二三」を「五・二六」に改め、同表に次の一項を加える。 規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ニに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種

規則別表第二の四の項の下欄の ハに掲げる業種	三一、四二七
規則別表第二の四の項の下欄の ニに掲げる業種	四〇、九一〇
規則別表第二の四の項の下欄の ホに掲げる業種	三一、〇五五
規則別表第二の四の項の下欄の ヘに掲げる業種	三〇、五〇三
規則別表第二の四の項の下欄の トに掲げる業種	一一六、四一七
規則別表第二の四の項の下欄の チに掲げる業種	二八三、三九〇

規則別表第六号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「一四、二四八」を「一六、二六一」に、「一七〇、七七七」を「一八四、八一九」に、「一〇、一八五」を「一一、一七一」に改め、同表に次の一項を加える。

規則別表第六号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「一四、二四八」を「一六、二六一」に、「一七〇、七七七」を「一八四、八一九」に、「一〇、一八五」を「一一、一七一」に改め、同表に次の一項を加える。	四八八、三一一
規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	一八、三三二
規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	一八、三三二
規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	四、九八六
規則別表第二の六の項の下欄の ニに掲げる業種	五五、九三三
規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種	一六、一三七
規則別表第二の六の項の下欄の ヘに掲げる業種	四四、〇七七
規則別表第二の六の項の下欄の トに掲げる業種	一二一、三六七
規則別表第二の六の項の下欄の チに掲げる業種	九二、一三〇

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	六、二〇四
規則別表第六号に規定する分別基準適合物	一四、三八二
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	七、一九七

規則別表第六号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「四、六一三」を「七、一九七」に改め、同表に次の一項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一三、六〇〇」を「一七、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「二八、八〇〇」を「二四、三〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一〇、八〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同項の次に次の二項を加える。

規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一三、六〇〇」を「一七、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「二八、八〇〇」を「二四、三〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一〇、八〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同項の次に次の二項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一〇、八〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一三、六〇〇」を「一七、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「二八、八〇〇」を「二四、三〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一〇、八〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同項の次に次の二項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九四
○大蔵省、厚生省、告示第十五号	○大蔵省、厚生省、通商産業省告示第十五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量(平成八年大蔵省、厚生省、通商産業省告示第八号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

○大蔵大臣 宮澤 喜一
農林水産大臣 丹羽 雄哉
通商産業大臣 深谷 隆司

大蔵大臣 厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司

大蔵大臣 宮澤 喜一
農林水産大臣 丹羽 雄哉
通商産業大臣 深谷 隆司

○大蔵省、厚生省、通商産業省告示第十四号	二六八
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率(平成八年大蔵省、厚生省、通商産業省告示第七号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。	一一二
平成十一年十二月十六日	一九二
大蔵大臣 厚生大臣 丹羽 雄哉 農林水産大臣 玉沢徳一郎 通商産業大臣 深谷 隆司	二〇二
六の1の表中	二六一

六の1の表中	二六一
二六八	一九二
二〇二	一九二
四〇一	一九二
四〇六	一九二
三三六	二六一
に改める。	一五四